

誓約書

姫路市教育旅行貸切バス経費助成金に関して、次のとおり誓約します。

- 1 申請書類の内容は全て事実です。申請内容の変更、虚偽が判明した場合又は申請要件に該当しない状況となった場合は、申請の変更又は取り下げを行い、助成金の交付を受けている場合は直ちに助成金を返還します。
- 2 申請内容等に疑義が生じた場合、姫路観光コンベンションビューローが関係機関に問い合わせること、申請書類に記載された情報を公的機関に提供する場合があることについて、同意します。
- 3 姫路観光コンベンションビューローが行う関係書類の提出指導や立入検査等の調査、また姫路市の監査委員の監査等に応じます。
- 4 姫路市教育旅行貸切バス経費助成金交付要綱に定められている事項について遵守します。
- 5 申請者は、次の(1)~(5)のいずれにも該当しません。
 - (1) 役員等(助成金交付対象者が個人である場合にはその者を、助成金交付対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、助成金交付対象者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この項において同じ。)が姫路市暴力団排除条例(平成24年条例第49号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められる者
 - (2) 暴力団(姫路市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

令和 年 月 日

宛先 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー
理事長

所在地

名称

代表者名

㊟